

（仮称）福岡都市計画道路1・4・3号
都市高速道路3号線延伸事業

環境影響評価方法書 の概要



平成28年8月

福岡市

◆はじめに

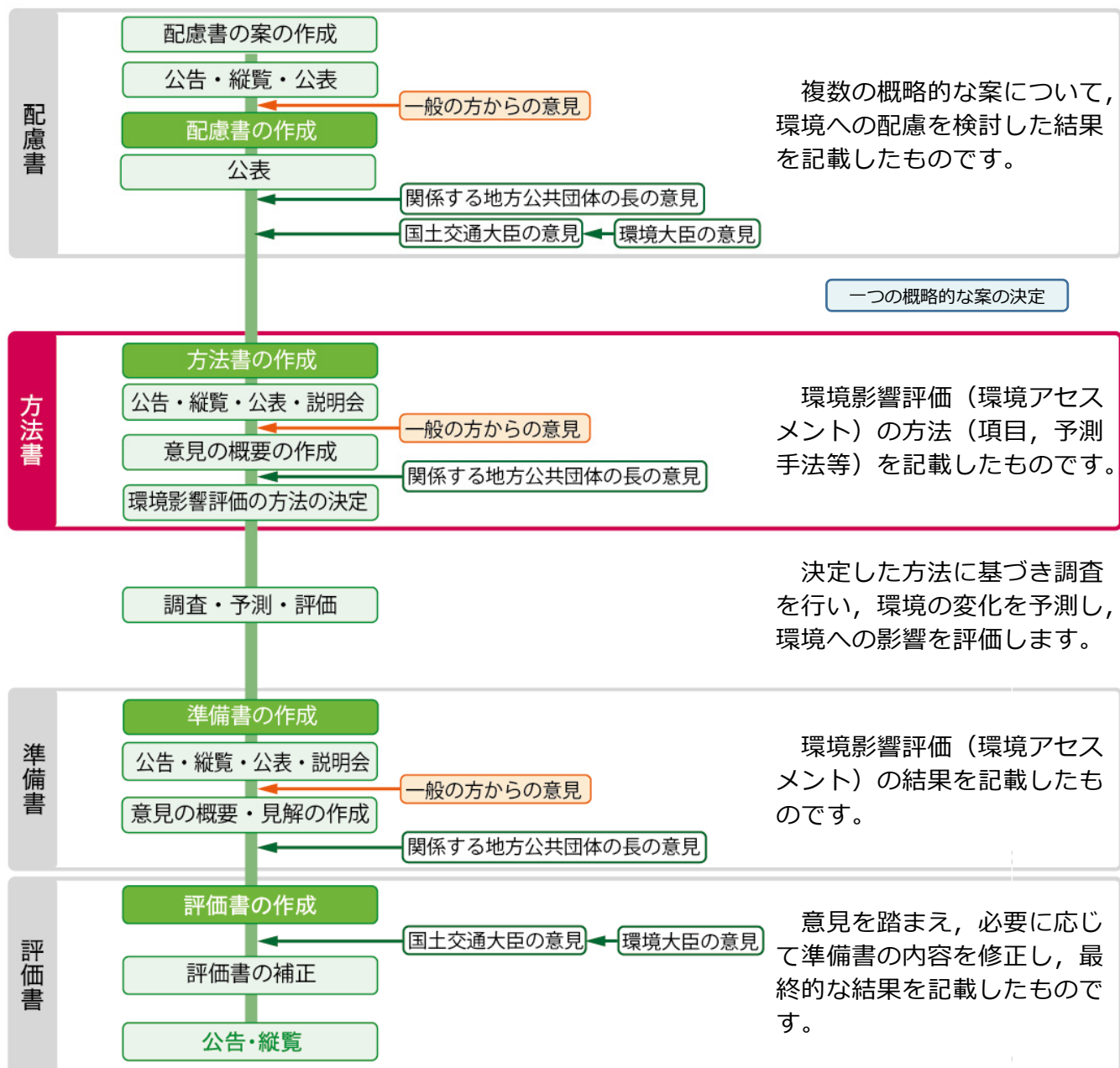
環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、実施しようとしている事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

今回の道路は、都市計画決定を行うため、環境影響評価法の規定に基づき、都市計画決定を行う福岡市が「（仮称）福岡都市計画道路1・4・3号 都市高速道路3号線延伸事業 環境影響評価方法書」を作成しました。

環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）とは、これから実施しようとする環境影響評価（環境アセスメント）において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを記載したものです。

方法書については、複数の概略的な案について環境への配慮を検討した結果（配慮書）に対する国土交通大臣、福岡市長、一般の方からの意見や環境影響評価（環境アセスメント）の項目等を選定するための指針などを踏まえて作成しています。

■ 環境影響評価（環境アセスメント）の手続きの流れ



平成 27 年度実施

今回の手続

◆対象事業の目的

福岡高速道路については、福岡都市圏における放射・環状道路網の枢要を担う自動車専用道路であり、九州縦貫自動車道や西九州自動車道と接続していますが、福岡空港の国内線旅客ターミナルへのアクセスについては、『空港通』ランプを利用して2km程度、一般道を走行することに加え、主要渋滞箇所である「空港口」交差点を通過しなければなりません。また、福岡市南部地域や太宰府インターチェンジ方面からは、『空港通』ランプを利用できないため、『金の隈』ランプなどを利用して3～5km程度、一般道を走行しなければならないなどの課題があります。

このようなことから、当該事業は、国内線旅客ターミナルへのアクセスの改善及び国道3号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的としています。



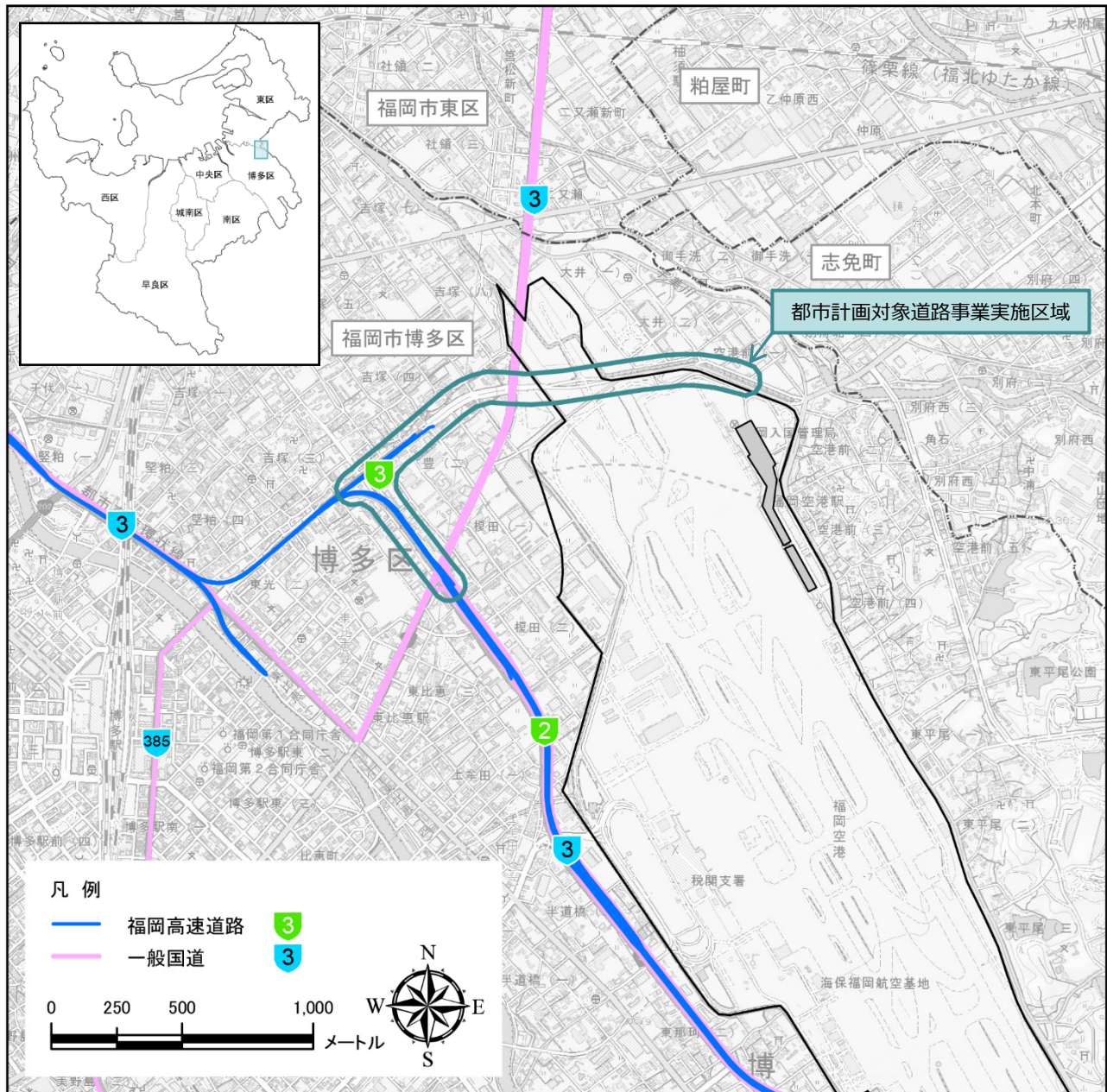
■福岡高速道路路線図



◆対象事業の内容

項 目	内 容
都市計画対象道路事業の種類	指定都市高速道路の新設
都市計画対象道路事業実施区域の位置	福岡市博多区豊二丁目付近 ～ 福岡市博多区大字下臼井付近
都市計画対象道路事業の規模	延長 約2km
都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	車線数：4車線
都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	設計速度：60km/h
都市計画対象道路事業に係る道路の区分	第2種第2級
道路構造の概要	高架橋（嵩上式） トンネル（地下式、掘割式） 高架橋・トンネル以外の地表面の道路（地表式）

◆都市計画対象道路事業実施区域位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものです。(承認番号 平28情複, 第151号)
また、この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

◆都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況

大気質については、一般環境大気測定局等で測定が行われ、二酸化窒素は環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質は経年変化を見ると達成していない年があります。降下ばいじん量は参考値を下回っています。道路交通騒音については、交通量の多い幹線道路において、環境基準値を上回っている地点があります。環境騒音については、全ての地点で環境基準値を下回っています。道路交通振動については、要請限度を下回っています。動物・植物については、哺乳類で1種、鳥類で24種、爬虫類で1種、昆虫類で11種、魚類で8種、底生動物で8種、植物で16種の重要な種が確認されています。

社会的状況

人口・世帯数については、都市計画対象道路事業実施区域が位置する福岡市博多区の平成27年1月1日現在の人口は215,202人、世帯数は124,602世帯となっています。主要な道路としては、都市計画対象道路事業実施区域の西側を南北に通る福岡高速2号線があり、東西に走る福岡高速3号線、西側を南北に通る国道3号及び国道385号があります。学校、病院等については、幼稚園8施設、保育園20施設、小学校13校、中学校8校、高等学校4校があります。また、社会福祉施設は22施設、病院11施設があります。

◆環境影響評価（環境アセスメント）の項目

環境影響評価（環境アセスメント）の項目の選定に当たっては、対象事業の内容並びに都市計画道路対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握した上で、道路事業に係る環境影響評価（環境アセスメント）の項目等を選定するための指針など（道路事業に係る主務省令）の参考項目を基本として、配慮書についての国土交通大臣の意見などを踏まえて、次のとおり選定しました。

影響要素の区分 影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	道路（地下式）の存在	自動車の走行
大気質	二酸化窒素									◎
	浮遊粒子状物質	●	●							◎
	粉じん等	◎	◎							
騒音	騒音	◎	◎							◎
	超低周波音									○
振動	振動	◎	◎							◎
水質	水の濁り			●						
地盤	地下水環境			●			●		●	
日照阻害								◎		
動物				●	◎		◎		●	
植物				●	◎		◎		●	
生態系				●	◎		◎		●	
景観							◎			
人と自然との触れ合いの活動の場							◎			
廃棄物等				◎						

◎：道路事業に係る主務省令に示されている参考項目

●：道路事業に係る主務省令に示されている参考項目以外の項目

○：福岡市環境影響評価技術指針に示されている参考項目

道路事業に係る主務省令（国土交通省令）：

道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

◆調査・予測の手法

環境影響評価（環境アセスメント）の項目ごとの調査・予測の手法は、次のとおりです。

調査地点は、環境影響評価（環境アセスメント）を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。

環境要素		調査項目
大気質	二酸化窒素	二酸化窒素・浮遊粒子状物質の濃度の状況 気象の状況
	浮遊粒子状物質	
	粉じん等	
騒 音	騒 音	騒音の状況 地表面・沿道・道路構造・交通量の状況
	超低周波音	超低周波音の状況 施設及び住宅の状況
振 動	振 動	振動の状況 地盤・道路構造・交通量の状況
水 質	水の濁り	浮遊物質（SS）、流量の状況 流れ・気象（降水量）・土質の状況
地 盤	地下水環境	地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況、軟弱地盤の状況
日照障害		土地利用の状況、地形の状況
動 物		動物相の状況、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 注目すべき生息地の分布、注目される理由の動物種の生息の状況及び生息環境の状況
植 物		植物相及び植生の状況、 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況
生態系		動植物その他の自然環境に係る概況 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況
景 観		主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況
人と自然との触れ合いの活動の場		人と自然との触れ合いの活動の場の状況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
廃棄物等		発生する廃棄物等の種類 廃棄物等の種類ごとの発生抑制の方法及び循環的な利用に関する技術 廃棄物等の種類ごとの処分又は循環的な利用に供する施設の状況

◆評価の手法

評価の手法は、次のとおりです。

①環境影響の回避、低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて検討し評価します。

調査の手法		予測の手法
現地調査	資料調査	
	○	大気の拡散式（ブルーム式，パフ式その他の理論式）を用いた計算又は事例の引用もしくは解析による方法
	○	
	○	
○	○	音の伝搬理論に基づく予測式による方法
○	○	既存調査結果より導かれた予測式による方法，もしくは類似事例により予測する方法
○	○	・ 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法 ・ 振動の伝搬理論に基づく予測式
○	○	切土工等により生じる水の濁りの程度を，類似事例を用いて推定もしくは計算する方法
○	○	調査結果をもとに地下水の流動状況等を定性的に把握する方法，または理論モデル等による解析による方法
○	○	等時間の日影線を描いた日影図を作成する方法
○	○	分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法
○	○	分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法
○	○	分布，生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法
○	○	・ 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法 ・ 主要な眺望景観については完成予想図，フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法
○	○	分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による方法
	○	建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生状況並びに処分又は循環的な利用の状況を把握するための適切な手法

②国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策との整合性

国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって，選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には，当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討し評価します。

◆縦覧・説明会・意見提出について

方法書の縦覧場所

- ・福岡市住宅都市局都市計画部自動車専用道路担当（福岡市役所4階）
- ・福岡北九州高速道路公社総務部総務課（東区東浜2-7-53 同公社4階）
- ・福岡市博多区役所情報コーナー（博多区役所2階）

方法書の縦覧期間及び時間

平成28年8月1日（月）～平成28年8月31日（水） 9:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

説明会の実施

説明会の日時及び場所は以下のとおりです。

①平成28年8月19日（金） 19：30～（1時間程度）	福岡市立博多市民センター 第1会議室
②平成28年8月20日（土） 15：00～（1時間程度）	福岡市立博多市民センター 第1会議室

意見書の提出方法

- 1.方法書について環境の保全の見地から意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2.意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を合わせて記載してください。
なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3.意見書様式
 - ・縦覧場所に備え付けの配布用紙（説明会の会場でも配布します）
 - ・福岡市ホームページよりダウンロード※ただし、必要事項（氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見及びその理由）が記載されていれば、様式は問いません。
- 4.意見書の提出方法
持参、FAX、郵送のいずれかの方法で下記（福岡市 住宅都市局 都市計画部 自動車専用道路担当）まで提出してください。
- 5.意見書の提出期間
平成28年8月1日（月）～平成28年9月14日（水）
 - ・持参、FAXによる提出の期限は、9月14日（水）の17時までとなります。
 - ・郵送の場合は、9月14日（水）の消印まで有効となります。

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局 都市計画部 自動車専用道路担当
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1
TEL 092-711-4399 FAX 092-733-5590
E-mail : senyoudou.HUPB@city.fukuoka.lg.jp